平成２１年（フ）第９６５号
静岡県静岡市清水区殿沢１丁目１番30号　レジデンス狩野203
債務者　金原　　昌
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３１号
静岡県藤枝市大東町350番地の12　市営住宅大管島団地３号
債務者　橋本　　正
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０３９号
静岡県藤枝市青葉町１丁目３番26号　サニーホームズＢ棟203号
債務者　上田ひとみ（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０４９号
静岡県静岡市清水区八木間町365番地の４　オランジェリー・ヤブ202号、旧住所静岡市葵区上足洗１丁目４番15―６号
債務者　中嶋　彰吾
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成９９５号
静岡市葵区瀬名中央３丁目10番５号　鞍卸ハイツ８号、旧住所静岡市葵区岳美１丁目16番24号
債務者　白鳥　　功
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９８号
静岡市清水区木の下町276番地　船越ハイツ203
債務者　池谷　克美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５１号
広島県福山市神辺町字道上3064番地、前住所　広島県福山市神辺町字西中条960番地14
債務者　藤田　哲夫
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２１年（フ）第２３９１５号
東京都葛飾区柴又６丁目26―18―201
破産者　長田　守史
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３９１６号
東京都葛飾区柴又６丁目26―18―201
破産者　長田　正美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４００５号
神奈川県横須賀市田浦町４丁目33今野方
破産者　高藤　裕章
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１１号
岩手県岩手郡葛巻町江刈第４地割55―１
破産者　小森　　直
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１５号
千葉県千葉市若葉区都賀２丁目12―15―403
破産者　鳥羽　隆之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１６号
長崎県佐世保市柚木町1931―８
破産者　天ケ瀬亜希
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１７号
愛知県名古屋市千種区星ケ丘２丁目50―９―205
破産者　金子　正和
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１８号
大阪府守口市南寺方南通１丁目８―１
破産者　奥村　静恵
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０１９号
兵庫県神戸市兵庫区梅元町１―12―202
破産者　青木　人美
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２０号
神奈川県藤沢市石川６丁目13―25―Ａ―201
破産者　白井　博之
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４０２１号
埼玉県所沢市西所沢１丁目14―４―603　オーク・ヴィラージュ・141
破産者　長間　幸司
1　決定年月日　平成22年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部